

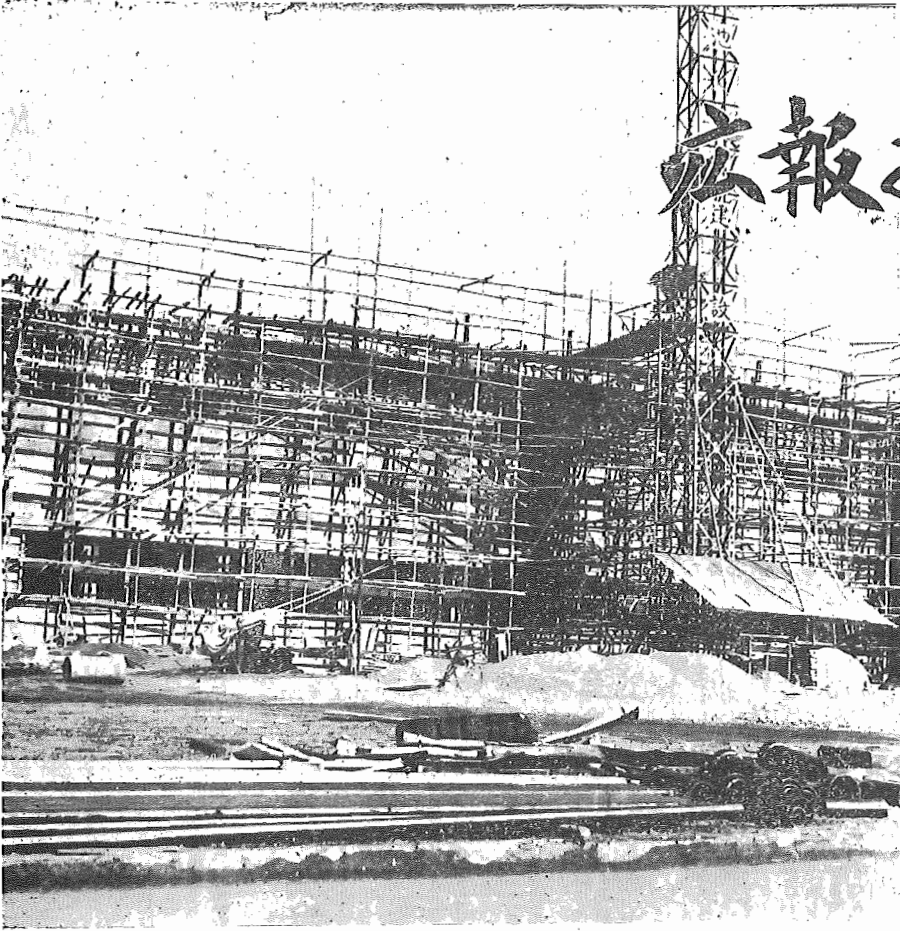
あびこ報

NO.59

35. 3. I 号

千葉県我孫子町役場

TEL (あびこ) 42



伸びゆく産業 (日立精機我孫子工場)

あびこ報

(2)

昭和三十四年七月三十日第三郵便物許可
(毎月一日十六日発行) 一部二円

—目次—

新町建設基本方針	2
ままとまる……	2
農作物相談……	3
標語募集……	4
所得税確定申告のお知らせ	4
建築物確認申請……	4
乳児種痘実施……	4
生活保護適用を受けている方へ……	4
米飯提供及び米穀類販売業者登録……	4

新町建設十一年の 基本方針決る

1. 基本的構想

本町は千葉東西北部利根川の流域にあり東経一四〇度四分北緯三五度五分に位置し東西一四軒南北四軒の利根川と手賀沼に挟まれた細長い地形で地形をなし面積四三・七九平方千米中央台地は海拔二〇米の概ね平坦で肥沃な耕地に恵まれた土地である

人口は二六三六六人住民は勤勉で古来から進取の気性に富み地域の開発につくしてきた。しかしながら立地条件の整備等に若干の欠陥が残る今尚その発展を阻害する原因となつているところもある。本町は次の各項を基本構想とする新町建設計画を調整して町勢を振興し地域住民福祉の画期的向上を図らうとするものである。

(一) 我孫子町は首都近郊都市として条件を備え、より一層地域住民の福祉の向上を図るため合併によつて統合された力を最高度に發揮しようとする自治体を建設する。

(二) 我孫子町は第二次産業の飛躍的拡大を図るため立地条件の整備を図り積極的の発展を図る。

(三) 我孫子町は都市計画による都市の整備と観光開発に留意し県道の整備を促進して産業の発展を図るものとする。

(四) 我孫子町は各種農業団体に協力し新農村建設計画に基づき土地利用の高度化を図り園芸畜産を普及振興して多角経営により農業所得の増長を図るものとする。

(五) 我孫子町は小規模学校の統合と通学区域の適正化について慎重に検討し教育効果の向上を図る。又公民館の整備拡充により社会教育の一層の充実を図る。

(六) 我孫子町は住民の健康保持予防衛生に重点をおき早期診断早期治療の受けらるよう国民健康保険の充

実を図る。又住宅事情の緩和と厚生施設充実を図る

(七) 我孫子町は商業諸団体(商工連合会)と協力し商業機構の整備を図ると共に商店街の造成して町内外の購買力を吸収してこれら団体の強化を促進し商業の繁栄を図る。

(八) 我孫子町は、行財政力を最高度に發揮するため行政機構の充実を図り住民との連絡を密にして住民の欲求が直接繋がるようPR機構を充実するとともに職員の研究に努め事務効率の向上を図る。消費的経費を節減して財産造成を図り重点投資によつて本計画の完成を図るものとする。

(九) 我孫子町は本計画完了により町の生産所得を二倍引上げ地域住民の生活水準の向上を図るものとする。

2 人口、雇傭、所得、及び生活水準に関する構想

本町の人口は年々増加の傾向にある。昭和五年に比して二倍以上の人口増加を示している

これは地域内産業振興と首都近郊という立地条件に恵まれた社会増となる公算が強く人口増加は益々増進するものと思われ

就業人口も総人口に対して六五%と同段階の他町村に比較して率が高い。但し雇用の内容は第一次産業部門が若干なりとも減少し第二次産業以降の産業人口が増加している。この変化は緩慢であるが経済構造が随次近代化の傾向にあるを示すもので、今後益々助長の方策を講じ雇用の増加を図る。

住民一人当たり所得は県平均のそれより若干低く建設計画の諸施策により所得を増し生産水準を県平均線より向上せしめるを目標とする。

★三月予定メモ

一日(火) 広報三月一日号 発行

固定資産税台帳概算 (二十日まで)

湖北支所業者支払い (二日(水) 布佐支所業者支払い)

三日(木) 春期火災予防運動 週間終了

四日(金) 定例町議会招集予定

七日(日) 乳児種痘実施 (二十八日まで)

十日(水) 千葉県消防大会 業者支払い(本庁)

十六日(水) 広報三月十六日号発行

男女計	13,175 人
世帯数	2,692 世帯

3 土地利用の高度化その他土地条件の整備及び産業振興に関する構想

本町は中心地域を常磐線成田線が従断し、五つの駅を有し各駅周辺は商業地区とし、南面手賀沼の東半分は農林省手賀沼干拓土地改良事業を推進し西半分は手

農業改良普及員による農作物の相談日

毎週 午前中 湖北支所
火曜日 午後 布佐支所
水曜日 我孫子農協



資沼観光開発を計画積極的
に観光会社の誘致を図る。
北浦は利根川清流に接し
地味肥沃な広大な耕地を
控えて農業の振興を図り、
中央台地はゴルフ場を有し
新しい時代にふさわしい経
営体制を図る。
その他農業地帯としては
各々特性を十分に發揮出来
るよう計画する。
特に工場誘致予定地区の
立地条件の整備は重点的に
行い、商店街は街路の舗装
美化を図り店舗の整備を行
い商圏の維持拡張を図る。

4 道路その他土木交通通
信施設の整備に関する構
想
交通機関には、国鉄常磐
線成田線の外、阪東バス、
鹿島参宮バス、が中心地区
を運行している。
将来観光地を結ぶ各新田
道路の改良工事を行い、船
橋取手線に接続し管内観光
地をつなぐバス道路を開い
て遊覧客の交流を図るよう
計画する。
町道においては地域発展
の基本的条件として産業道
路網の整備を行い、地域産業
の生産性の向上と生産規模
の拡大を図り産業交流の活
躍化と生産物の販売出荷体
制を確立するため輸送の強
化を図る。
県道我孫子二川線、佐原
線各駅停車場線は殆んど不
良状態にあるため、改良及
び舗装を要請し利用度を高
める。
船舶取手線については合
併当初より重点的事業とし
て推進してきたが実施基本
計画に於いて更に長期基本
修計画を策定して道路網の
完備を図る。又通信につい
ては無電話部落の解消を図

り電話局の統合と東京都並
びに隣接諸都市への即時通
話の出来るよう関係方面へ
働きかけ実現を図る。
5 教育文化厚生に関する
構想
学校施設は分校を含め中
小一〇校が点在している。
これを統合(中学校)或
は、拡充整備により適正な
規模とし効率的な経営の推
進により児童生徒の学習環
境の改善を図る。
統合及び通学区域の変更
は住民協和と新町の育成強化
の上からも解決せねばなら
ないが、これには地域住民
の理解と協力を得るようそ
の気運の醸成を図り積極的
に推進する。
施設整備として老朽校舎
の解消新築と無電話校(久
寺家分校)に対する電話局
設置等を行う。又経営の合
理化を図ると共に教材教具
の拡充教育振興の諸施設の
整備を促進して教育環境の
改善を図る。
社会教育は積極的に推進
し施設の整備を図り、その
合理的運営により、青年婦
人成人教育を通じてその教
育と文化に対する意識を深
める。なお社会教育関係団
体相互の連絡提携の強化と
協和を図る。
各団体とその自主的合
理的運営の促進は勿論であ
るが中堅団員の育成と団運
営に対する適切な指導と助
言を行う。町民の健康を向
上を図ることを目的として
先づ衛生環境を整備改善す
ると共に家族計画の普及及
徹底をなし更に世帯更生運動
の推進と児童の育成補導に
努める。なお国民健康保険
の強化により医療費負担の

軽減を図り、もつて住民の
生活を安定せしめる。
6 行財政に関する構想
行政経費を圧縮して産
業振興等に重点投資を行い
消費的経費を削減して基本
財産造成を図る産業振興に
伴う町民所得の向上と相
つて町財政を確立し地域住
民の福祉向上のための新町
建設計画の財源を得るもの
とする。
行政運営の面では新町の
一体制を確保するため合理
的且つ能率的な行政機構を
確立し庁舎内外の環境整備
と事務処理方式の改善を図
る。住民の町政に対する要
求把握のためPR機構を充
実する。消防面では非常勤
分団の圧縮を行い常備消防
の新設増強を図り非常災害
に對し万全を期する。
7 財政及び金融に関する
構想
基本計画に策定された諸
施策を促進する根幹をなす
ものは健全なる財政の確立
である。然しながら当町は
交付税の交付団体であるの
で税収の伸びも交付税の関
連に於て推計する必要がある
。また、国、県の財政に
依存する度合も高くこれら
よつて財政が大きく左右
されるので消費的経費を將
来は五〇%台まで減率を目
標とし投資的経費の増加を
図り建設計画を着実に推進
することを目標とする。
産業振興には相当多額の
地元資金を必要とするので
積極的に貯蓄を奨励し地区
農業協同組合の預金増加を
図り農村金融を円滑にする
中小企業者にも、充分留意
し金融面の隘路打開に努
める。

標語募集

- 一 主催者 財団法人全国統
計協会連合会
二 後援 行政管理庁統計
基準局、総理府統計局
三 協賛 財団法人、矢野
恒太記念会
四 課題 昭和三十五年
勤調査
五 応募資格 制限なし
六 応募期間 三月一日から
三十一日まで
七 応募方法
(一) 応募は葉書一枚一題
とし末尾に住所、氏名
(ふりがな)、性別、年令
職業、勤務先を記入する
(二) 表に「標語」と未書
する。
八 提出先
東京都千代田区三丁目五
番地 行政管理庁統計基準局内
財団法人全国統計協会連
合会
九 表彰及び賞金
一等入選 一点(賞状
賞金五千円)
二等入選 二点(賞状
賞金二千円)
三等入選 三点(賞状
賞金一千円)
佳作 若干(記念品)
○ 矢野恒太記念会副賞
入選者に対する財団法人
矢野恒太記念会から
副賞が贈られる。
十 発表
統計通信(五月一日号)
にて行う。
十一 その他詳細は総務課
(企画係)までお問い合
わせください。

三十四年度所得税の確定申告される方へ

所得税の確定申告の時期
が迫つてまいりました。確
定申告を提出しなければなら
ない人は、各種の所得を
合計額から扶養控除額を差
引いた残りの金額が基礎
控除額(九万九千円)より多い
人は、確定申告をしなければ
なりません。また確定申
告に該当する方のうち国民
健康保険税を納めた方、ま
た世帯主が社会保険、健康
保険、共済組合加入者で、
家族に国民健康保険の被保
険者を有してをり、三十四
年中に納付された額は、所
得控除として所得から控除
されますので、該当される
方は、役場で、該当される
方の証明書が必要になり
ますので、税務課まで申し
出て下さい。
○ 年末調整において、国民
健康保険税が控除されてい
ない方は、納付済証明書を
添付して確定申告をして下
さい。

米飯提供業者の登録

昭和三十五年四月における
更新並びに今後の新規登録
を行う者は、申請書を三月
十日迄に役場にお出し下さ
い。
一、昭和三十五年四月一
日以降続いて業務を営も
うとするもの
二、昭和三十五年四月一
日より始めて業を営む者
(米飯提供業者とはお米
すこと)

建築は確認申請(着工届)を

建築物を建てようとする場
合、すなわち家屋の新築、大
増築、改築、大修繕、大規
模な模様替、移転又工作物
で一定の高さを越える煙突
広告塔の建築物を建てる場
合は、建築基準法の規定に
基いて、建築の確認を受け
なければなりません。
建築物を建てようとする場
合、すなわち家屋の新築、大
増築、改築、大修繕、大規
模な模様替、移転又工作物
で一定の高さを越える煙突
広告塔の建築物を建てる場
合は、建築基準法の規定に
基いて、建築の確認を受け
なければなりません。
工事に着工する前には必
ず町役場を経由して提出し
建築主事の確認を受けるこ
とになっております。
又不用のため、あるいは
増改築のため建物を取りこ
わした場合は建築物除却届
を出さなければなりません
次に建築物の敷地は、敷地
面が道路に二メートル以上
接しなければなりません。
そのため分譲住宅団地を
造る場合でも道路位置を指
定申請をして、知事の指定
を受けなければ建築の確認
は得られません。
敷地の広さに対する建築物
の大きさに対する割合の制
限もあり、隣地との境界線
から一メートル以上なければ
ならない所もあります。
建築主、建築関係業者、
宅地建物取引業者はよく法
令を守つて建築違反に問わ
れないようにして下さい。

生活保護法の適用を

従来生活保護費の支給に
ついては毎月二十三日に支
給致しておりましたが今後
に於ける生活保護費の支給
日は次の通り改められてい
くと思ひます。
三月三日(午前十時より)
三月四日(午前十時より)
三月十一日(午前十時より)
三月十一日(小学校講堂)
我孫子第一小学校講堂
(各会場とも午後は代筆
をいたしますので、申告者
は各種証明書と印鑑を用意
の上、申告納税をして下さ
い)
従来生活保護費の支給に
ついては毎月二十三日に支
給致しておりましたが今後
に於ける生活保護費の支給
日は次の通り改められてい
くと思ひます。
三月三日(午前十時より)
三月四日(午前十時より)
三月十一日(午前十時より)
三月十一日(小学校講堂)
我孫子第一小学校講堂
(各会場とも午後は代筆
をいたしますので、申告者
は各種証明書と印鑑を用意
の上、申告納税をして下さ
い)
お宅の赤やんは今年種
痘を行う年令になりました
ので、最寄りの場所を受け
て下さい。
一 該当者 昭和三十三年十
一月一日から昭和三十
四年十月三十一日まで
に生れた者
二 実施日程
種痘
三月 七日湖北支所
八日布佐支所
九日第四小学校
十日第一小学校
十一日第二小学校
十二日第三小学校
種痘検診
三月十四日 湖北支所
十五日 布佐支所
三月十六日第四小学校
三月十七日第一小学校
三月十八日第二小学校
三月二十八日第三小学校
三時間
午後一時三十分から三
時まで
四料金
一名につき十五円
五その他
母子手帳をお持ち下さ
い
訂正のおわび
福祉年金の六月頃支給は
三月六日の誤りですので訂
正致します。